

## 令和5年第3回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月1日（水）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫  
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、大谷係長、大和書記、柳田書記
- 6 会議の案件
  - (1) 議案第7号 選挙人名簿から抹消すること
  - (2) 議案第8号 選挙人名簿に登録する者を定めること
  - (3) 議案第9号 投票所を定めること
  - (4) 議案第10号 不在者投票の場所を定めること
  - (5) 議案第11号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること
  - (6) 議案第12号 開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること
  - (7) 議案第13号 開票の日時及び場所を定めること
  - (8) 議案第14号 ポスター掲示場の様式を定めること
  - (9) 議案第15号 ポスター掲示場の表示、注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること
  - (10) 議案第16号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること
  - (11) 議案第17号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること
  - (12) 議案第18号 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること
  - (13) 議案第19号 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること
  - (14) 議案第20号 特定国外派遣組織への不在者投票用紙等の告示日前交付又は発送開始日を定めることと
- 7 会議の記録

**【議事日程について】**

委員 長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

(午前9時24分 開会)

委員 長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

(事務局、日程を説明)

委員 長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員 長 議案第7号及び議案第8号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第7号 選挙人名簿から抹消すること】**

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、101人である。その内訳は男57人、女44人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、343人である。その内訳は男175人、女168人である。

**【議案第8号 選挙人名簿に登録する者を定めること】**

事務局 今回、登録する者は、平成17年3月2日以前に出生した者で、海老名市に引き続き3か月以上住所を有する者のうち、新たに名簿に登録される方が対象である。

登録する者の数であるが、男800人、女678人である。決定後登録者数の合計は、男57,607人、女57,434人、合計115,041人となる。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第9号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第9号 投票所を定めること】

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票所を定めたいものである。

当日の投票所は、24か所で、投票所建物の名称、所在地については、議案書に記載のとおりである。

なお、昨年7月執行の参議院議員通常選挙時から投票所の変更はない。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第10号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第10号 不在者投票の場所を定めること】

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における不在者投票所を定めたいものである。

不在者投票の場所は、海老名市勝瀬175番地の1、海老名市役所海老名市選挙管理委員会事務局事務室としたいものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第11号、議案第12号及び議案第13号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

**【議案第11号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること】**

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙における開票管理者と同職務代理者を定めたいものである。

開票管理者を杉山委員、同職務代理者を佐藤委員として選任したいものである。

**【議案第12号 開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること】**

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙における開票立会人となるべき者につき、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を定めたいものである。

開票立会人のくじを行う日時は、令和5年4月6日午後5時30分から、場所は、海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所7階705会議室としたいものである。

**【議案第13号 開票の日時及び場所を定めること】**

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県知事選挙における開票の日時と場所を定めたいものである。

開票の日時を令和5年4月9日午後9時から、場所を海老名市中新田3291番地の19 海老名運動公園総合体育館大体育室としたいものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第14号 ポスター掲示場の様式を定めること】

事務局 ポスター掲示場の様式を定めるもので、県の規程に基づいて定めたいものである。様式については、議案書のとおりである。

【議案第15号 ポスター掲示場の表示、注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること】

事務局 ポスター掲示場の表示、注意欄の下に接する区画に空きが生じた場合、その部分を選挙啓発に使用できるよう、定めたいものである。

【議案第16号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること】

事務局 ポスター掲示場の掲示区画数を定めるもので、県からの通知により、神奈川県議会議員選挙は7区画、神奈川県知事選挙も同数の7区画と定めたいものである。

【議案第17号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること】

事務局 ポスター掲示場を設置する場所を定めたいものである。設置箇所は180か所で、設置場所については、別紙のとおりである。昨年7月執行の参議院議員通常選挙時から大きく設置場所を変更した箇所は5か所である。

また、第5区の選挙人数が5,000人を超えたため、設置基準箇所数が8か所となったことから、掲示場を1か所新設している。

議決後、掲示場を設置した際には、直ちに告示する。

委員長 議案について質疑を求める。

杉山委員 議案第17号について、ポスター掲示場を設置する180か所を事務局で現地確認しているか。

事務局 全箇所、現地を確認している。

委員長 他に質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第18号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第18号 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること】

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙において、公職選挙法第175条第1項及び第3項の規定による候補者の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所を定めたものである。

神奈川県議会議員選挙について、日時は、令和5年3月31日午後5時30分から、場所は、海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所7階704会議室、神奈川県知事選挙について、日時は、令和5年3月23日午後5時30分から、場所は、海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所7階708会議室としたいものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第19号及び議案第20号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第19号 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること】

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙において、告示日前に、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を、郵便等をもって発送する場合における発送を開始する日を定めたものである。

本件の発送を開始する日を、神奈川県議会議員選挙については、令和5年3月30日、神奈川県知事選挙については、令和5年3月22日としたいものである。

**【議案第20号 特定国外派遣組織への不在者投票用紙等の告示日前交付又は発送開始日を定めることと】**

事務局 令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙において、告示日前に、公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により、投票用紙及び投票用封筒を交付又は発送する場合における開始日を定めたいものである。

本件の発送を開始する日を、神奈川県議会議員選挙については、令和5年3月30日、神奈川県知事選挙については、令和5年3月22日としたいものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から定時登録における報告を願う。

**【定時登録における報告】**

事務局 それでは報告する。

報告1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,301人となる。

報告2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,347人となる。

報告3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,174人となる。

### 【協議事項】

- ・応募制投票立会人の登録簿への登載の可否について

事務局 1名の新有権者から応募があったため、応募制投票立会人の登録簿への登載の可否について審査されたい。応募者の氏名等については、別紙に記載のとおりである。

委員長 登録簿への登載の可否について、可として異議ないか。

(異議なし)

→ 応募制投票立会人の登録簿に登載することとした。

- ・投開票日における投票所等の巡視について

→ 投票所等の巡視について、次のとおり実施することとした。

- ・投票所巡視 14時から16時30分まで 10分前を目安に市役所に集合
- ・開票所 19時30分に会場に着くよう、19時頃に各委員・補充員宅へ迎え

- ・事務従事者説明会の出席委員について

→ 次のとおり委員が出席することとした。

- ・期日前投票事務従事者説明会 3月16日 杉山委員
- 3月17日 中島委員
- 3月20日 永江委員長



- ・ 当日投票事務従事者説明会     3月22日   永江委員長  
   3月23日   佐藤委員
- ・ 開票事務従事者説明会     4月4日   杉山委員  
   4月5日   中島委員

#### 【報告事項】

- ・ 神奈川県議会議員選挙立候補予定者事前説明会の状況報告について  
→ 令和5年2月20日に開催した立候補予定者事前説明会の出席者を報告した。
  
- ・ 新設期日前投票所のプレスリリースについて  
→ 「ビナガーデンズパーチ」に期日前投票所を新設することについて、令和5年2月22日に報道発表したことを報告した。
  
- ・ 選挙時街頭啓発について  
→ コロナ禍の状況を鑑み、県が街頭啓発の実施を見送るため、市としても集団での街頭啓発の実施を行わず、明るい選挙推進協議会委員が個別に啓発物品を配付し、啓発活動を行うことを報告した。

委員長 委員から何かあるか。

委員長 投票の効力の決定について、開票・選挙立会人から意見があった場合でも、決定権者は開票管理者及び選挙長である。判断にブレなく、投票の効力を決定するように。

杉山委員 事務局においては、開票・選挙立会人の説明会の際に、立会人の役割についてしっかり説明するように。

事務局 承知した。

委員 長 選挙期間中に年度が替わるので、人事異動に係る引継ぎ等事務処理を遺漏なく行うように。

事務局 承知した。